

VI 原子力発電所の安全確保に関する協定書等

原子力発電所の安全確保に関する協定書

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）とは、乙が玄海町に設置する玄海原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保等について、次のとおり協定を締結する。

（関係法令及び協定の遵守等）

第1条 乙は、発電所の保守運営に当たっては、関係法令及びこの協定を遵守し、周辺地域住民の安全確保と周辺環境の保全のために万全を期するものとする。

2 乙は、発電所の保守運営に当たっては、発電所職員等に対する教育訓練の徹底を図ること等により、安全管理体制の強化に努めるものとする。

（環境放射能及び温排水の測定等）

第2条 甲及び乙は、発電所周辺の環境放射能及び温排水に関する測定を実施する。

2 前項の測定については、あらかじめ甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、乙の行う第1項の測定に立ち会うことができるものとする。

4 甲は、第1項の規定に基づき実施した甲及び乙の測定結果について公表するものとする。

（佐賀県原子力環境安全連絡協議会）

第3条 甲は、発電所の周辺地域における環境の保全と原子力に関する知識の普及を図ることを目的として佐賀県原子力環境安全連絡協議会を設置するものとする。

2 乙は、前項の協議会の運営については積極的に協力するものとする。

（事前了解等）

第4条 乙は、次に規定する場合は、事前に甲の了解を得るものとする。

(1) 発電用原子炉施設を変更しようとするとき。

(2) 土地の利用計画及び冷却水の取排水計画を変更しようとするとき。

(3) 新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画（輸送上の安全対策を含む。）を策定しようとするとき。

(4) 廃止措置を講じようとするとき。

2 乙は、発電所の運転状態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲に対し、事前に連絡するものとする。

(平常時における連絡)

第5条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、定期的に又は甲の求めに応じ、連絡するものとする。

- (1) 環境放射能の測定結果
- (2) 温排水の測定結果
- (3) 発電所職員等に対する教育訓練の実施計画及び実施状況
- (4) 廃止措置の実施状況
- (5) その他発電所の保守運営状況

(異常時における連絡)

第6条 乙は、甲及び唐津市に対し、次に掲げる場合は、発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉が運転中又は停止中(定期検査等の計画停止を含む。)の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったとき。
- (2) 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (3) 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- (4) 放射線業務従事者その他の者の放射線による被ばくが、法令に定める線量当量限度を超えたとき又は基準以下の放射線による被ばくであっても被ばく者に対して特別の措置を行ったとき。
- (5) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外に漏えいし、一時的に管理区域の設定をしたとき。
- (6) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- (7) その他緊急事態が発生したとき。

(立入調査)

第7条 甲は、前条に規定する場合及び周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、発電所施設内その他必要な場所に立入調査することができるものとする。

2 前項の立入調査を行う場合は、甲は乙に対し、立入者の職、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

(措置の要請)

第8条 甲は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため必要があると認める場合は、乙に対し、国を通じ又は直接、適切な措置を講ずることを求めるものとする。

(連絡の方法)

第9条 乙は、甲に対し、次に掲げるところにより連絡するものとする。

(1) 第4条第1項の事前了解を得ようとするとき並びに同条第2項及び第5条の連絡については、文書をもって行う。

(2) 第6条の連絡は、直ちに電話で行った後、文書をもって行う。

2 乙が、唐津市に連絡する場合は、前項第2号の規定を準用するものとする。

(損害の補償)

第10条 乙は、発電所の保守運営に起因して周辺地域住民に損害を与えた場合は、すみやかに補償するものとする。

(協定の改定)

第11条 この協定に定めた事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議に応ずるものとする。

(覚書)

第12条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙協議のうえ、別に覚書を交換するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲及び乙において記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

昭和47年11月 6日	
昭和62年12月28日	一部変更
平成元年 7月24日	一部変更
平成10年 6月 1日	一部変更
平成17年 1月 1日	一部変更
平成27年11月18日	一部変更

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県知事

甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町長

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長

※ 上記は最終変更時点の締結当事者

原子力発電所の安全確保に関する協定書に基づく覚書

佐賀県及び玄海町（以下「甲」という。）と九州電力株式会社（以下「乙」という。）は原子力発電所の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、次のとおり覚書を交換する。

1 乙は、周辺環境の保全のため、公害関係法規のみならず、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 大気汚染防止対策

補助ボイラーに使用する重油の含有いおう分は、0.5%以下とする。

(2) 水質汚濁防止対策

- イ 冷却水の取水口と放水口における温度差は、おおむね7℃以内とする。
- ロ 冷却水については、放水口において残留塩素が検出されないこととする。
- ハ 排水については、排水処理施設出口において、次の排水処理基準に適合するよう処理する。

項 目	基 準 値
水素イオン濃度	5.8～8.6
化学的酸素要求量	20mg/l以下
浮遊物質	30mg/l以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)	日間平均 1mg/l以下 (最大 2mg/l以下)
処理施設排水量	5,700m ³ /日以下

(3) 騒音防止対策

騒音を発生するおそれのある機器については、高性能の消音装置の設置等により、騒音の低減に努め、周辺的生活環境を損なわないように措置する。

2 乙は、次に掲げる測定を行いその結果を記録し、毎月甲に報告する。

(1) 大気関係

補助ボイラーに使用する重油中の含有いおう分を毎月測定する。

(2) 水質関係

- イ 取水口及び放水口において水温を連続測定する。
- ロ 冷却水の放水口において残留塩素を毎日測定する。
- ハ 排水処理施設出口において水素イオン濃度、化学的酸素要求量については、毎週1回以上、浮遊物質及びノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉍物油)については、毎月1回以上測定する。

(3) 前記各号の測定は、日本産業規格に定める方法による。

- 3 甲及び乙は、協定書第2条第4項の測定結果についてクロスチェック等技術的事項の検討を行うものとする。
- 4 協定書第4条第1項に規定する事前了解は、次に掲げるところによる。
- (1) 協定書第4条第1項第1号に規定する発電用原子炉施設を変更しようとするときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第1項の規定に基づき許可を受けて変更しようとする場合をいう。
 - (2) 協定書第4条第1項第4号に規定する廃止措置を講じようとするときは、廃止措置に関する計画（以下「廃止措置計画」という。）について、炉規法第43条の3の34第2項の規定による認可（以下「廃止措置計画認可」という。）又は同条第3項において準用する炉規法第12条の6第3項の規定による変更の認可（以下「廃止措置計画変更認可」という。）を受けて、廃止措置を講じようとする場合をいう。
- 5 協定書第5条に規定する平常時における定期的な連絡は、次に掲げるところによる。
- (1) 協定書第5条第1号の環境放射能の測定結果については、次により行う

イ	モニタリングポイント	毎四半期
ロ	サーベイルート	毎半期
ハ	モニタリングポスト	毎月
ニ	環境試料	毎四半期
 - (2) 協定書第5条第2号の温排水の測定結果については、年1回文書により行う。
 - (3) 協定書第5条第3号の発電所職員等に対する教育訓練については、次により行う。

イ	実施計画	毎年度
ロ	実施状況	毎四半期
 - (4) 協定書第5条第4号の廃止措置の実施状況については、次により行う。

イ	廃止措置計画認可又は廃止措置計画変更認可を受けて実施する廃止措置の実施状況	毎月
ロ	炉規法第43条の3の34第3項において準用する炉規法第12条の6第3項ただし書に規定する廃止措置計画の軽微な変更	変更の都度
 - (5) 協定書第5条第5号のその他発電所の保守運営状況については、次により行う。

イ	発電実績	毎月
---	------	----

ロ	原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度圧力及び流量	毎四半期
ハ	核燃料物質の状況	
	受入・払出状況	その都度
	消費状況	毎月
	管理状況	毎半期（7月及び1月）
ニ	放射線管理の状況	毎半期（5月及び11月）
ホ	放射性廃棄物の管理状況	毎月
ヘ	定期検査の実施計画及びその結果	定期検査の都度
ト	原子炉施設保安規定	変更の都度
チ	炉規法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設について、炉規法第43条の3の8第4項に規定する変更	変更の都度

6 協定書第6条の異常時における連絡は、同条に規定するもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 協定書第6条第1号の廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第116条第2項第6号の規定により添付する書類に掲げる施設・設備及び機器をいう。

(2) 協定書第6条第1号の原子炉が運転中又は停止中（定期検査等の計画停止を含む。）の発電用原子炉施設及び廃止措置期間中の発電用原子炉施設について機能を維持すべき施設に故障があったときには、次に掲げる場合が該当するものとする。

- イ 原子炉施設保安規定で定める放射性物質の放出管理目標値に照らして、異常な量の放射性物質を放出した場合又はそのおそれがある場合
- ロ 燃料、原子炉冷却材圧力バウンダリの放射性物質障壁機能が喪失した場合
- ハ 前記ロ以外の放射性物質を内包する系統、機器の放射性物質保持機能が喪失した場合
- ニ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系が作動した場合
- ホ 安全保護系、工学的安全施設等の安全系の機能が喪失した場合
- ヘ その他安全上必要な構築物、系統及び機器等の機能喪失により、安全確保のための特別な措置を行う必要がある場合

(3) 協定書第6条第4号の特別の措置とは、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条に規定する医師の診察又は処置を行ったときとする。ただし、同条第2号は除く。

(4) その他緊急事態として国へ報告する事項については、その都度速やかに報告するものとする。

7 協定書第9条第1項第2号に規定する文書による連絡は、1週間以内に行うものとする。

8 この覚書について疑義が生じたとき、この覚書に定めのない事項について新たに定めをする必要が生じたとき又はこの覚書に定めた事項について変更する必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり覚書を交換した証として、この証書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、当事者各1通を保有する。

昭和49年12月23日	
昭和52年 9月 2日	一部変更
昭和55年 2月 4日	一部変更
昭和55年 3月14日	一部変更
昭和57年 3月30日	一部変更
昭和62年12月28日	一部変更
平成 元年 7月24日	一部変更
平成 4年12月25日	一部変更
平成10年 6月 1日	一部変更
平成14年 4月 1日	一部変更
平成17年 1月 1日	一部変更
平成25年 7月 8日	一部変更
平成27年11月18日	一部変更
令和 元年10月25日	一部変更

甲 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県知事

甲 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地
玄海町長

乙 福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員

※ 上記は最終変更時点の締結当事者